

公立大学法人横浜市立大学生命ナノシステム科学研究所化学物質環境安全管理規程

制 定 平成 19 年 4 月 1 日 規程第 144 号
最近改正 平成 30 年 4 月 1 日 規程第 61 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学生命ナノシステム科学研究所（以下「研究科」という。）において、化学物質による環境汚染、災害事故等を未然に防止するため、化学物質の取扱いについて必要な事項を定め、教職員・学生及び地域住民の健康と安全を守るとともに、周囲の自然環境を破壊しないように努めることを目的とする。

(位置づけ)

第 2 条 この規程は、研究科が、国の環境安全関連法令並びに横浜市の化学物質の適正な管理に関する指針を遵守するための具体的行動を示すものである。

(定義)

第 3 条 本規程において、用語の意味は、次に定めるところによる。

- (1) 化学物質 全ての元素及びその化合物のうち、環境安全上注意を要する物質をいう。
- (2) 環境安全 災害事故及び環境汚染の防止、廃棄物の適正処理及び処分をいう。
- (3) 取扱い 使用、保管、廃棄等をいう。
- (4) 設備等 化学物質の取扱い施設、設備等並びに環境安全のための施設、設備等をいう。

(周知)

第 4 条 研究科長は、本規程の内容について、教職員・学生に対して教育、指導すると共に、周知徹底を図るものとする。

2 研究科において教職員・学生は、本規程に従って化学物質の取扱いを行わなければならない。

(適用範囲)

第 5 条 この規程は、金沢八景キャンパスにおける化学物質の取扱いについて適用する。なお、他キャンパスについては別途定める。

(委員会の設置)

第 6 条 化学物質の取扱い、環境安全管理等に関する事項を掌握及び審議する組織として、安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の掌握事務)

第 7 条 委員会は、次に掲げる事項を掌握及び審議する。

- (1) 規程の制定及び改廃に関すること。
- (2) 環境安全に関する学生の教育訓練に関すること。
- (3) 取扱い設備等の異常、事故時の対応、措置方法等に関すること。
- (4) 貯蔵溶媒、排出ガス、排出水、廃棄溶液、廃棄物等の自己管理に関すること。
- (5) 学内の環境安全パトロールに関すること。

- (6) 安全マニュアルの作成、改編、発行に関すること。
- (7) その他、化学物質の環境安全に関すること。
(委員会の構成)

第8条 委員会の構成員は、研究科長が任命する。

(委員会の運営)

第9条 委員会の運営は次のように行う。

- (1) 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- (2) 委員会は、委員長が必要に応じて隨時招集する。

(意見の聴取)

第10条 委員長が必要と認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

(教育訓練)

第11条 実験・実習責任者となる教員（以下「教員」という。）は、実験・実習に携わる学生に対し、事前に十分な教育訓練を行うものとする。教育訓練の内容は、安全マニュアルに則り、学生が安全に実験・実習を進めていくことができる内容でなければならない。

(防災訓練)

第12条 教員は、各年度の初めに防災訓練を実施し、事故発生時の対応を確認しておく。

(危険性の予測)

第13条 化学物質を扱う際には、以下の各号について特に留意し、その危険性・有害性を予測の上、適正に取り扱うこと。

- (1) 爆発性
- (2) 燃焼性
- (3) 毒性
- (4) 発ガン性
- (5) 変異原性
- (6) 催奇性

(管理)

第14条 教員は大学の教育・研究において、安全マニュアルに則り化学物質を適正に管理すること。

(記録)

第15条 教員は、化学物質使用実態データシートに購入量・使用量・廃棄量を記すこと。

(留意事項)

第16条 化学物質の大学から環境への漏出を防止するため、教員は以下の各号に留意の上、研究室の化学物質の適正管理を図ること。

- (1) 設備・容器からの漏出
- (2) 排ガス、排水、廃棄物中の混入による漏出
- (3) 火災、爆発等の事故による漏出

(4) 故意による投棄、放流、放出

(廃棄物の保存)

第 17 条 化学物質を含んだ廃棄物は、各研究室及び実験実習毎に廃棄溶媒庫に保存する。なお、廃棄溶媒庫に保存する場合、別紙「様式 A」に従い必要事項を記入した用紙を、容器に貼らなければならない。

(廃棄方法)

第 18 条 保存された廃棄物について、教員は業者に委託し適切に廃棄する。

(連絡網の設置)

第 19 条 化学物質の取扱いの際に生じる恐れのある事故に迅速に対応するため、教員は自らの研究室に「緊急時連絡網」を明示すると共に、学生に周知徹底をはからなければならない。

(事故発生時の措置)

第 20 条 化学物質の取扱いの際に、火災、爆発や、人体におよぶ災害を生じた場合、教員は安全マニュアルに則り、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(報告書の提出)

第 21 条 事故が生じた際には、教員は委員会に別紙「様式 B」に従い報告書を提出しなければならない。

(地震対策措置)

第 22 条 教員は、研究室内の化学物質及び高圧ボンベ等に対して、充分不倒対策を講ずる。

2 実験中に地震が発生した場合、教員は安全マニュアルに則り、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(自己点検)

第 23 条 教員は定期的に環境安全のため、自らの設備の点検を行う。

(査察)

第 24 条 委員会は定期的にパトロールを行い、学内の環境安全の状況について確認を行う。

(雑則)

第 25 条 この規程の定めるもののほか、化学物質の管理に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

様式A

横浜市大

研究室

*ポリタンクのフタをもう一度締め直しましょう

[排出日] 年 月 日

[内容物] 丸囲みで指定 () 内は巻くビニールテープの色と数

- 特別廃酸($\text{pH} < 2.1$) (赤2本) ● 特別廃アルカリ ($\text{pH} > 12.5$) (青2本)
- ハロゲン系有機溶剤 (含有物を特記事項に明記) (黄3本)
(1分子にハロゲン原子が2個以上結合している有機物)
- 特別廃油 (塩素系有機溶剤は除く) (黄2本)
ベンゼン、エーテルなど引火点が70度以下のもの
- 廃油 (一般有機溶媒) (黄1本)
- 廃酸 $\text{pH} > 2.1$ (赤1本) ● 廃アルカリ $\text{pH} < 12.5$ (青1本)
- その他 回収日まで研究室で管理 回収予約必要
水銀 鉛 6価クロム カドミウム シアン セレン ヒ素

特記事項(含まれる物質とその量など)

事故発生状況報告書（様式B）

年　月　日

事故発生日時　年　月　日　時　分

事故発生場所　館　階　教室

実験従事者所属・氏名

担当教員名

事故状況および事故原因

事故後の対応状況